

人権デュー・ディリジェンス（HRDD）の義務付けを行う法律等
HRDDの実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

大垣市平町667番地

企業名： 株式会社 赤尾撚糸

回答日：2023年12月5日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

望ましいと思います。人権侵害等圧力による経営や運営は無くすべきです。

質問2 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

生まれると考えます。人権リスクの高い企業を無くていい事が基本であり、今後の取引条件となりうると考えます。

質問3 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律等HRDDの実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

考えます。

質問4 貴社は、HRDDの義務付けを行う法律が等HRDDの実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業にUNDPsを採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思えますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきだと思いますか。

まずは大企業に義務を課し、中小企業はその後とれます。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDDの実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際にはHRDDを行う対象として、投融資先を含めるべきだと思いますか。

含めるべきと見えます。

質問6 貴社において、HRDDの実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点（義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等）がありましたらご回答下さい。

(以上です。ご協力ありがとうございました。)